

高知県立高知工業高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は高知県立高知工業高等学校同窓会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図ると共に、母校の隆盛・発展に寄与することを目的とする。

(本 部)

第3条 本会は、本部を高知市桟橋通2丁目11番6号高知県立高知工業高等学校におく。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員の連携と親睦を深めるための事業
2. 母校の事業支援
3. 会員名簿の作成及び会員名簿の発行
4. 会報の発行
5. その他本会の目的達成に必要な諸事業

第3章 組 織

(会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員

- (イ) 高知工業学校を卒業した者
- (ロ) 高知工業高等学校を卒業した者
- (ハ) 高知市立高知工芸学校を卒業した者
- (ニ) 高知市立工芸高等学校を卒業した者
- (ホ) 高知工業学校工場見習修了者及び技術員養成所修了者
- (ヘ) (イ)、(ロ) に在籍した者で役員の推薦により会長が承認した者

2. 特別会員

- (イ) 本校に特別縁故のある人で役員の推薦により会長が承認した者

(役 員)

第6条 本会は、次の役員をおく。

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 事務局次長（会計担当） | 1名 |
| 5. 監事 | 2名 |
| 6. 理事 | 50名以内とする。 |

(役員の任務)

第7条 本会の役員は次の任務を負う。

1. 会長は、常任役員会を招集し、会務を統括し本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在若しくは事故ある時は、その任務を代行する。
3. 事務局長は、事務全般を統括する。
4. 事務局次長は会計事務を担当する。
5. 監事は、会計を監査する。
6. 理事は理事会に出席し、常任役員会の諮問事項を審議する。

(役員の選出)

第8条 本会の役員は、次のように選出する。

1. 会長、副会長及び監事は理事会において正会員より選出し、総会の承認を得る。
2. 理事は、正会員の中から会長が委嘱する。
3. 事務局長、事務局次長は、正会員の中から会長が指名する。
4. 母校校長を名誉会長に推薦する。
5. 母校副校長、教頭を副会長に推薦する。

第9条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

顧問及び相談役は、常任役員会または理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員の任期)

第10条 事務局長、事務局次長以外の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会・常任役員会・理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関で、会長がこれを招集する。

2 令和8年度より、ホームページで報告するとともに、次回総会で報告する。

(常任役員会)

第13条 常任役員会は、会長・名誉会長・副会長・事務局長・事務局次長・監事で構成する。

常任役員会は、本会の執行機関で、その任務は次の通りとする。

1. 総会で議決された事項の執行
2. 総会に提出する予算の編成、事業計画の立案、報告書の作成
3. 予算の補正並びに決算書の作成
4. 本会則の改正案の作成
5. その他必要と認める事項

(理事会)

第14条 理事会の構成は、顧問、相談役、理事、常任役員とする。

理事会は会長が招集し、常任役員会の諮問事項を審議する。

(会議の議決)

第15条 議決は出席会員の過半数による。

(支 部)

第16条 本会には、会員の多い地域・職域に支部を置くことができる。

支部には支部長をおき、支部長は会長の委嘱により理事となる。

第5章 会 計

(運 営 経 費)

第17条 本会の運営経費は、入会金・会費・寄付及びその他の収入 3,600 円をもってこれに充てる。

(1) 入会金は、全日制生徒 3,600 円、定時制生徒 2,400 円とする。

(2) 会費は、年会費 1,500 円、終身会費は 20,000 円とする。

ただし、卒業年度の終身会費は、18,000 円とする。

(会 計 年 度)

第18条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第6章 慶弔・祝い金

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、下記のとおりとする。

(1) 会員が叙勲を受けた場合は、同窓会総会の席上において、祝い金（1万円）を贈呈する。

ただし、本人が当該総会に出席した場合に限る。

(2) 役員が逝去した場合は、弔慰金として（1万円）を贈る。

(3) 支部・職域、または、OB会から総会等への案内を受けた場合には、出席者1人につき、祝意として（1万円）を贈る。

第7章 会則の改正

第20条 本会の改正は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛同を得なければならない。

(付 則)

昭和 29 年 11 月 25 日改正

昭和 43 年 5 月 4 日改正

昭和 44 年 5 月 8 日改正

平成 3 年 5 月 4 日改正

平成 7 年 5 月 3 日改正

平成 23 年 5 月 4 日改正

平成 26 年 5 月 4 日改正

令和 4 年 5 月 15 日改正

令和 7 年 6 月 7 日改正